



特定商取引法

昨年の臨時国会で「訪問販売等に関する法律（訪問販売法）」が改正され、法律名も「特定商取引に関する法律（特定商取引法）」と改められて本年6月1日に施行される見込みです。

「訪問販売法」は、訪問販売などで商品を購入したりサービスの提供を受けたりする際の消費者を保護する法律です。対象とする商品・サービスや販売方法が多様化するのに伴って適宜改正が行われ、前回の改正（平成11年）では、規制対象業種として、従来の訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引（マルチ商法）に、特定継続的役務提供が加えられました。

今回改正される背景には、最近、主婦や若者などに対して、後から収入が得られるからといって誘い、高額な商品などを売りつける商法によるトラブルが急増していることや、電子商取引の拡大に伴い、インターネット通販におけるトラブルも増加していることがあります。今回の改正はこうした消費者トラブルの防止を目的としており、次の3点がポイントとなります。

第1は内職・モニター商法（業務提供誘引販売取引）に係る規制の新設で、事業者は事業概要を記載した書面や契約書面を顧客に交付するよう義務づけられ、契約締結後20日間はクーリング・オフ制度が適用されます。また脅かしたりして契約させる勧誘行為が禁止され、誇大広告禁止など広告規制も含まれています。第2はマルチ商法に係る規制の強化で、広告規制強化のほか、規制対象が入会金や販売品目の購入費などの負担額2万円以上となっている現在の金額基準は撤廃されます。第3はインターネット通販に係る規制の整備で、誤操作を招かないようわかりやすい画面表示を事業者に義務づけています。

なお、今回の改正による内職・モニター商法規制の新設で6つの多様な取引類型が対象となるため、「訪問販売法」の名称は本法の内容にふさわしくないとされ、法律名が「特定商取引法」に改められています（図表）。

平成13年度は、昨年の通常国会で成立した「消費者契約法」、「金融商品販売法」が4月1日既に施行されており、本法も含めた消費者関連法の相次ぐ施行により、関連業界にとっては消費者対策の重要性がますます高まる年になるものとみられます。

筒井 真

特定商取引法の規制対象業種

取引類型	業 種 等
訪問販売	自宅訪問販売、キャッチセールス等（営業所等以外で申込を受ける販売）
通信販売	郵便、電話、インターネット等通信手段により申込を受ける販売
電話勧誘販売	電話をかけるなどして勧誘し、申込を受ける販売
特定継続的役務提供	身体の美化、知識の向上等を目的として、継続的に役務を提供する取引形態（エステ、語学教室、家庭教師、学習塾）
連鎖販売取引	個人を販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘すれば収入が得られるとあって、連鎖的に販売組織を拡大する取引（マルチ商法）
業務提供誘引販売取引	内職等の仕事を提供するので収入が得られると誘い、仕事に必要であるとして、商品売りつける商法（内職・モニター商法）

（資料）経済産業省ホームページなどをもとに三重銀総研作成